明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○　△　○

（流動資産の区分表示）

第三十条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一　［略］

二　受取手形、売掛金及び契約資産

［三～七　略］

［2～5　略］

様式第二号

【四半期貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当第　四半期会計期間 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
受取手形、売掛金及び契約資産（純額）	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（連結の範囲等に関する記載）	（連結の範囲等に関する記載）
第十三条　［略］	**第十三条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、連結財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとする。	5　第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。
［号を削る。］	一　重要な資産の評価基準及び評価方法
［号を削る。］	二　重要な減価償却資産の減価償却の方法
［号を削る。］	三　重要な引当金の計上基準
［号を削る。］	四　退職給付に係る会計処理の方法
［号を削る。］	五　重要な収益及び費用の計上基準

（流動資産の区分表示）

第三十条　［同上］

一　［同上］

二　受取手形及び売掛金

［三～七　同上］

［2～5　同上］

様式第二号

【四半期貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当第　四半期会計期間 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
受取手形及び売掛金（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		